

令和7年度

第1回 大洲市総合教育会議

日時：令和7年6月30日（月） 午後3時～

場所：大洲市庁舎 3階第1会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 議題1 令和7年度主要施策・事業の概要
 - (2) 議題2 次期大洲市教育大綱の策定
 - (3) 議題3 その他
- 4 教育長あいさつ
- 5 閉 会

大洲市 大洲市教育委員会

出席者一覧

構成員（敬称略）

No.	役職	氏名
1	大洲市長	二 宮 隆 久
2	大洲市教育委員会 教育長	櫛 部 昭 彦
3	大洲市教育委員会 教育長職務代理者	山 内 光 郎
4	大洲市教育委員会 委員	吉 岡 恵 一
5	大洲市教育委員会 委員	久米山 雅 美
6	大洲市教育委員会 委員	渡 邊 美 雪

事務局

【教育委員会事務局】

No.	所属・役職	氏名
1	教育部長	加 納 紀 彦
2	教育総務課長 兼学校給食センター所長	福 住 重 雄
3	教育総務課学校教育指導監	市 川 努
4	文化振興課長	信 尾 肇 典
5	スポーツ振興課長	谷 本 浩 二
6	教育総務課長補佐	藤 原 優 勝

【市長部局】

No.	所属・役職	氏名
7	市民福祉部 部長	上 野 康 広
8	市民福祉部 子育て支援課長	門 多 美千代
9	総合政策部 部長	藤 原 貴
10	総合政策部 企画情報課長	谷 本 晃 一
11	総合政策部 企画情報課長補佐	森 野 悟 志
12	総合政策部 企画情報課企画係長	信 高 一 仁
13	市長部局付 専門官	久 保 明 敬

議題1	令和7年度主要施策・事業の概要	4
1	情報通信環境整備事業〔教育総務課〕	5
2	名勝臥龍山荘庭園保存整備事業〔文化振興課〕	6
3	郷土の先哲顕彰事業及び企画展「長浜今昔物語」〔文化振興課〕	7
4	カヌー拠点施設整備事業〔スポーツ振興課〕	8
5	大洲市学校給食センター次期事業の検討〔学校給食センター〕	9
6	第2期大洲市立幼稚園・保育所等再編計画の推進と幼児教育の在り方の検討〔子育て支援課〕	10
議題2	次期大洲市教育大綱の策定	11
1	「教育大綱」の概要	12
2	次期大洲市教育大綱（案）【新旧対照表】	13

議題1 令和7年度主要施策・事業の概要

1 情報通信環境整備事業 【教育総務課】

現状・目的				事業概要	
G I G Aスクール構想により整備された一人1 台端末が、令和7年度に更新時期を迎える。 引き続き、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させること等を目指すため、N E X T G I G A（G I G A 第2期）において1 人1 台端末の更新を行う。				愛媛県教育委員会及び各市町教育委員会（学校組合教育員会を含む）で構成される「愛媛県G I G Aスクール推進協議会」を設置し、愛媛県全域での共同調達を行う。 【購入台数】 計 3, 1 3 2 台 ○ 小学校：1, 7 0 1 台 ○ 中学校：1, 0 2 3 台 ○ 予備機： 4 0 8 台 （小学校2 5 5 台、中学校1 5 3 台を予定） 【補助内容】 ○ 対象数量：全児童生徒数＋予備機（上限1 5 %） ○ 補助率 ：補助対象経費の2 / 3（定率補助） （1 台当たり上限5. 5 万円） ※ 残り1 / 3 は、自治体負担（地方財政措置）	
事業費	小学校	1 4 7, 6 9 6 千円	令和7年度 当初予算		
	中学校	8 9, 0 8 4 千円			
	計	2 3 6, 7 8 0 千円			

想定スケジュール												
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 愛媛県共同調達 入札公告												
② 愛媛県共同調達 開札												
③ 業者決定・仮契約の締結												
④ 財産取得に関する議案の上程・議決後本契約の締結												
⑤ 順次、各校に端末の納品（8月末納品完了）												
⑥ 児童生徒に端末の配布、使用開始												

2 名勝臥龍山莊庭園保存整備事業〔文化振興課〕

現状・目的

国指定名勝「臥龍山莊庭園」の適切な保存を図っていくため、令和6年3月に策定した「名勝臥龍山莊庭園保存活用計画」に基づいて、断続的に整備事業を実施する。

事業概要

保存活用計画は全体の事業期間を3期に分け、最初の5年間で第1期計画として整備事業を実施するもので、石垣や構造物の修復工事、植栽整備工事など、種々の整備工事を実施する予定としている。

令和7年度は「路次門（ろじもん）」の修復工事、石造物の修復工事、植栽整備工事の三つの工事を計画している。

1 路次門修復工事

庭園内に入るところの潜り門で、近年、損傷が著しくなったことから修理を実施するもので、一度解体して製作技術や材質等を調査したうえで、全面的な修理を行う。

2 植栽整備工事

臥龍山莊内の不老庵など、建物周りの樹木が繁茂し、倒木あるいは落枝により観覧者及び建物に影響を及ぼす危険性があることから、高木類を中心とした剪定等の植栽整備を行う。

3 石造物修復工事

庭園内の石灯籠や手水鉢といった石造物に、割れや傾きなどの損傷が見られることから、計6基の石造物について修理を行う。

事業費

2, 181千円

令和7年度当初予算

想定スケジュール

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 路次門修復工事												
① 解体・調査												
② 修復・設置												
2 植栽整備工事												
○ 高木類剪定												
3 石造物修復工事												
① 石灯籠修復												
② 景石修復												
③ 延段修復												

3 郷土の先哲顕彰事業及び企画展「長浜今昔物語」〔文化振興課〕

現状・目的	事業概要						
明治維新以降、生糸、緑茶、絹物は日本の輸出品の主力で、横浜港や神戸港から輸出された。こうした輸出品で発展する神戸において、製茶や木蠟、のちに樟脳の貿易に力を注いだのが池田貫兵衛である。 令和7年度は、池田貫兵衛を中心に、貫兵衛とともに貿易商として活躍した河内寅次郎を含め、その足跡や業績を取り上げ、広く大洲市民が郷土出身の先哲について学習できる機会を提供する。 また、令和7年は長浜大橋の開通、国鉄が大洲まで延伸して90年を迎えることから、長浜や長浜大橋のほか、長浜の発展に尽力した西村兵太郎を併せて展示紹介することで、大洲市民や観光客が湊町として栄えた長浜の歴史を学び、触れる機会を創出する。	1 郷土の先哲顕彰事業 市立博物館において特別展「池田貫兵衛と河内寅次郎 ～貿易で名を馳せた二人の物語～」(10月～令和8年1月を予定)を開催するとともに、市内小中学校への先哲顕彰パネル展や出前学習会を実施する。 2 企画展「長浜の今昔物語 ～喜多郡唯一の湊町 history～」 市立博物館において、湊町として栄えた長浜の歴史を紹介する企画展(7月～9月)を開催する。また、企画展開催に併せて関連講座を開催する。 <table><tr><td rowspan="2">事業費</td><td>1</td><td>1, 1 1 4千円</td><td rowspan="2">令和7年度 当初予算</td></tr><tr><td>2</td><td>5 4 2千円</td></tr></table>	事業費	1	1, 1 1 4千円	令和7年度 当初予算	2	5 4 2千円
事業費	1		1, 1 1 4千円	令和7年度 当初予算			
	2	5 4 2千円					

想定スケジュール														
項目	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 郷土の先哲顕彰事業														
① 資料調査及び出前学習会協力依頼														
② 資料調査及びポスター、チラシ、図録作成														
③ 特別展開催														
④ 小中学校パネル展及び出前学習会の開催														
2 企画展「長浜今昔物語」														
① 資料調査														
② ポスター、チラシ、パンフレット作成														
③ 企画展開催														
④ 関連講座の開催														

4 カヌー拠点施設整備事業〔スポーツ振興課〕

現状・目的			事業概要	
令和8年4月の供用開始を予定している「肱南地域交流センター」の複合施設として整備するカヌー施設については、カヌー艇庫やイベントスペース、オープンテラスを併設し、カヌーやサップのみならず市民や観光客、誰もが利用しやすい体験交流型の拠点施設として整備していくことを目指す。			【管理運営体制の構築】 単なるカヌー艇庫に留まらず、魅力あふれる施設となるよう、地域住民の理解、承認を得ながら、「市、河川・公園管理者、肱川かわまちづくり協議会、県カヌー協会、大洲カヌー同好会、マルシェ団体、大洲高校」など多岐にわたる関係団体と連携を図りながら進める。 （調査研究項目） ・施設使用料の設定 ・設置条例、使用料金等の制定 ・管理運営体制決定 ・指定管理者制度の導入、指定 ・オープンテラスの活用検討 ・施設の愛称募集、決定 ・カヌー艇庫備品購入	
事業費	6,376千円	令和7年度当初予算		

想定スケジュール												
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 庁内関係各課協議												
② 地元自治会、商店会、関係団体等協議												
③ 設置及び管理等に関する条例の議決												
④ 指定管理候補者選定審査会設置												
⑤ 指定管理者公募説明会（審査会～選定）												
⑥ 愛称募集、決定												
⑦ 指定管理者の指定												
⑧ 指定管理者協定締結												
⑨ カヌー艇庫備品購入												
⑩ オープンイベント												

➡令和8年4月供用開始

5 大洲市学校給食センター次期事業の検討 [学校給食センター]

現状・目的			事業概要
P F I 手法により施設の設計・建設を行い、現在、維持管理・運營業務を実施している大洲市学校センターが、令和9年3月末で契約期間満了となることから、コンサルタントの支援を受けながら、次期事業者の選定に向けて準備を進める。			令和6年度に検討した事業手法の評価により、包括的民間委託方式（維持管理業務、運營業務を一括して発注）を採用することとする。 今年度の支援業務において策定する施設・設備機器・什器・備品等の修繕・更新の必要性を整理した長期修繕計画を基に、次期事業者との契約に改修業務を含めるか否かを決定し、令和8年度中に次期事業者の選定（契約）と現行P F I事業者との円滑な引継が可能となるよう、募集条件の検討や事業費の精査、募集に伴う書類作成等の準備を進める。
事業費	13,640千円	(R07) 8,140千円〔6月補正〕 (R08) 5,500千円〔債務負担〕	

想定スケジュール																											
項目	令和7年度												令和8年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 現行P F I 事業対応																											
① 終了時モニタリング項目の協議																											
② 施設・設備機器・什器・備品等の修繕・更新の必要性検討																											
③ 上記②に基づく修繕・更新の協議・実施				協議（引渡前修繕計画・長期修繕計画）												実施（修繕・機器更新）											
④ 終了前検査の実施																											
⑤ 業務引継・施設引渡し																									●		
2 次期事業者選定対応																											
① 事業者募集条件の検討（精査）																											
② 事業費の検討																											
③ 事業者募集書類の作成																											
④ 入札公告																											
⑤ 事業者選定																											
⑥ 審査・事業者決定																											
⑦ 契約協議・契約締結																											
⑧ 事業者選定委員会																											

6 第2期大洲市立幼稚園・保育所等再編計画の推進と幼児教育の在り方の検討〔子育て支援課〕

現状・目的	事業概要		
国において、幼稚園では「幼稚園教育要領」、保育所及び保育所型認定こども園では「保育所保育指針」で、共通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」として、就学前施設における幼児教育の在り方を掲げている。 また、本市が昨年度策定した「第2期大洲市立幼稚園・保育所等再編計画」では、公立施設を現在の14施設から8施設に再編することで、一定規模の集団での教育・保育環境の実現を目指している。 いずれの施設においても「こどもまんなか」を念頭に、質の高い教育・保育の実現が図られるよう幼児教育の在り方を検討・整理し、全ての保育士との共通認識化を図り、再編の円滑な推進に繋げる。	(1) 幼稚園・保育所・認定こども園の状況把握 (2) 課題の洗い出し (3) 課題解決に向けた検討会の実施 (4) 有識者（大学教授）からの意見聴取 (5) 保育職員間の理解共有のため、施設長研修・施設内研修 (6) 家庭教育との連携（施設運営への理解促進）		
	事業費	－ 千円	－

想定スケジュール													
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
① 各施設の状況把握													
② 大学教授との面談													
③ 課題の洗い出し、方針案（たたき台）作成													
④ 県内認定こども園視察													
⑤ 検討会 ※7、2月は大学教授参加													
⑥ 県幼児教育アドバイザー受け入れ													
⑦ 全国人権保育研究集会参加													
⑧ 職員用、保護者用説明資料作成													
⑨ 施設長研修、施設内研修													
⑩ 検討内容の周知、各施設への共有													
⑪ 方針に基づく実践スタート													→

※ 検討会については、状況によって開催回数が増減する可能性がある。

議題 2 次期大洲市教育大綱の策定

1 「教育大綱」の概要

「教育大綱」は、地方教育行政制度の改革に伴い、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」において新たに規定されたもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

概 要

1 教育行政の責任の明確化

- ① 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- ② 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- ③ 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- ④ 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- ⑤ 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

2 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

3 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

4 その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
- 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

5 施行期日 平成27年4月1日

2 次期大洲市教育大綱（案） 【新旧対照表】

現大綱〔R04～R07〕	次期大綱（案）〔R08～R11〕
表 紙	
大洲市教育大綱 ～ ふるさと“大洲”を愛する人づくり ～ －令和4年度～令和7年度－ 令和4年3月 令和6年7月一部修正) 大 洲 市	大洲市教育大綱 ～ ふるさと“大洲”を愛する人づくり ～ －令和8年度～令和11年度－ 令和8年3月 大 洲 市

1 大綱策定の趣旨

1 大綱策定の趣旨 令和4年3月に策定した本市の最上位の計画である「第2次大洲市総合計画後期基本計画」を踏まえ、その他関連計画との整合性を図るとともに、国の「教育振興基本計画」を参酌し、大洲市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めます。	1 大綱策定の趣旨 令和4年3月に策定した本市の最上位の計画である「第2次大洲市総合計画後期基本計画」を踏まえ、その他関連計画との整合性を図るとともに、国の「教育振興基本計画」を参酌し、大洲市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めます。
---	---

2 大綱の期間

2 大綱の期間

大綱の対象期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

2 大綱の期間

大綱の対象期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

3 基本理念

3 基本理念

ふるさと“大洲”を愛する人づくり

_____少子高齢化や_____地域コミュニティの
衰退が進み_____、教育課題が多様化・複雑化するなか、未来を担う子供たちの健全な育成を社会全体で支え、市民の連帯感を醸成していくことなどが求められています。

そこで、「ふるさと“大洲”を愛する人づくり」を基本理念とし、社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ子供たちを育_____

_____市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、だれもが地域社会の一員として活躍し続ける_____まちを目指します。

3 基本理念

ふるさと“大洲”を愛する人づくり

人口減少・少子高齢化に伴い地域コミュニティの衰退が進み、将来の予測が困難な時代において、教育課題が多様化・複雑化する中、未来を担う子供たちの健全な育成を社会全体で支え、市民の連帯感を醸成していくことなどが求められています。

そこで、「ふるさと“大洲”を愛する人づくり」を基本理念とし、社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ子供たちを育むとともに、SDGsの趣旨を理解し、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、誰もが幸せや生きがいを感じることもできる「ウェルビーイング」なまちを目指します。

【事務局コメント】

「愛媛県教育振興に関する大綱」の表記を参酌

4 基本目標及び基本方針

基本目標1 未来を拓(ひら)く子供の育成

<基本方針>

(1) 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

子供一人一人に応じた指導方法の工夫・改善により、課題を見だし、解決する能力を育み、ICT機器の特長を生かし 確かな学力の定着と向上に努め _____ ます。

また、自他の生命を尊重し、人を思いやる心を育む道徳教育に取り組むとともに、望ましい生活習慣の定着や運動・食育の推進により健やかな心と体を育成します。

〔主要施策／令和7年度〕

(1) 学力及び体力の向上

- ア 学校の教育力向上推進事業
- イ 学校情報教育推進事業（ICT教育の推進）
- ウ 体力づくり推進事業

(2) 豊かな人間性の育成と人権・同和教育の推進

- ア 道徳教育の推進
- イ 人権・同和教育推進事業

(3) 栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食の提供

- ア 学校給食の充実及び地産地消推進事業
- イ 食育推進事業
- ウ 衛生管理の徹底と適切な施設の点検整備
- エ モニタリング及び運営委員会による定期的な点検・評価事業
- オ 学校給食センター次期事業者選定事業

基本目標1 未来を拓(ひら)く子供の育成

<基本方針>

(1) 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

子供一人一人に応じた指導方法の工夫・改善により、課題を見だし、解決する能力を育み、一人1台端末を効果的に活用し、 確かな学力の定着と向上に努め るとともに、教育DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を目指し ます。

また、自他の生命を尊重し、人を思いやる心を育む道徳教育に取り組むとともに、望ましい生活習慣の定着や運動・食育の推進により健やかな心と体を育成します。

4 基本目標及び基本方針

- (2) 郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成
地域の人々との出会いや地域の歴史・自然の学びを通して郷土を愛する心を育成します。

また、キャリア教育の充実により、確かな夢を持って社会を生き抜く力を養うとともに、全ての領域での学習を通じて、SDGsの趣旨を理解し実践できる国際感覚豊かな人材を育成します。

【主要施策／令和7年度】

- (1) 郷土を愛する心の育成
 - ア 郷土を愛する心の育成推進事業
 - イ キャリア教育推進事業
 - ウ 中学生版歴史副読本の改訂
- (2) 国際感覚豊かな人材の育成
 - ア ALT活用指導充実事業
 - イ 国際理解コミュニケーション能力育成事業
 - ウ 英検受検料補助事業
 - エ 大洲市中学生等海外派遣事業

- (2) 郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成
地域の人々との出会いや地域の歴史・自然の学びを通して郷土を愛する心を育成します。

また、キャリア教育の充実により、確かな夢を持って社会を生き抜く力を養うとともに、外国語教育や国際交流等を通じて、グローバル社会に対応できる国際感覚豊かな人材を育成します。

【事務局コメント】

国際感覚豊かな人材育成のためのより具体的な表現に改めるもの

4 基本目標及び基本方針

(3) 個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進

多様な個性のある子供たちがお互いを認め合い、
個々の長所や可能性を伸ばす教育に取り組むとともに、
一人一人の発達段階に応じた適切な指導や必要な支援の充実を通じて、
誰一人取り残さない教育の推進を図ります。

〔主要施策／令和7年度〕

(1) SDGsの理念を取り入れた学習の推進

主体的・対話的で深い学びの推進

(2) 特別支援教育の充実

こども家庭センターとの連携強化

(3) 幼稚園教育の充実

ア 質の高い幼児教育の推進

イ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携の
推進

(3) 個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進

多様な個性のある子供たちが互いを認め合い、
個々の長所や可能性を伸ばす教育に取り組むとともに、
一人一人の発達段階に応じた適切な指導や必要な支援の充実を通じて、
誰一人取り残されない教育の推進を図ります。

4 基本目標及び基本方針

基本目標2 生涯学習の推進と文化・スポーツの振興

<基本方針>

(1) 生涯学習の推進

あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルに合わせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や
_____地域課題の解決を図ります。

【主要施策／令和7年度】

(1) 社会教育事業の推進

- ア 成人式～二十歳のつどい～
- イ 大洲市民大学
- ウ 科学体験フェスティバルin大洲
- エ 社会教育関係団体活動支援事業
- オ 自治会活動支援事業
- カ 学級講座事業

(2) 図書館・視聴覚センター事業の推進

- ア 図書館資料収集整理事業
- イ 読書活動推進事業
- ウ 視聴覚教育推進事業

基本目標2 生涯学習の推進と文化・スポーツの振興

<基本方針>

(1) 生涯学習の推進

あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルに合わせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じて、当事者として地域社会の担
い手を育成し、地域課題の解決を図ります。

【事務局コメント】

人口減少が進む中では、リーダーの育成だけでなく、地域住民の一人一人が地域の担い手の当事者となることを目指す必要があるため

4 基本目標及び基本方針

(2) 文化・芸術の振興

本市の歴史や風土の中から生まれ、育まれた文化や文化財を保存・継承し、その魅力を発信・活用するとともに、文化・芸術に親しむ機会の提供や個性豊かな地域文化の創造に努め、誇れるふるさとづくりを推進します。

〔主要施策／令和7年度〕

(1) 文化・芸術活動の推進

- ア 親と子のコンサート事業
- イ 文化・芸術団体活動支援事業
- ウ 大洲市史編纂事業

(2) 文化財の保存と活用

- ア 文化財保存活用及び顕彰事業
- イ 名勝臥龍山荘庭園保存整備事業
- ウ 民俗芸能保存団体活動支援事業

(3) 文化財調査の実施

- ア 指定文化財見直し事業
- イ 市内遺跡確認調査事業
- ウ 郷土の先哲顕彰事業

(4) 博物館事業の推進

- ア 博物館資料収集整理事業
- イ 展示活動事業
- ウ 教育活動事業
- エ 博物館等施設再編の検討

(2) 文化・芸術の振興

本市の歴史や風土の中から生まれ、育まれた文化や文化財を保存・継承し、その魅力を発信・活用するとともに、文化・芸術に親しむ機会の提供や個性豊かな地域文化の創造に努め、誇れるふるさとづくりを推進します。

4 基本目標及び基本方針

- (3) スポーツの振興と健康・体力づくりの推進
スポーツイベントや施設の充実により、生涯にわたり日常的にスポーツに親しむ機会を提供し、健康寿命の延伸に取り組むことにより市民の心身の健康維持と体力の向上を図ります。

〔主要施策／令和7年度〕

- (1) スポーツ振興の総合的かつ計画的な推進
 - ア 大洲市スポーツ推進計画見直し事業
 - イ 健康寿命延伸事業
- (2) スポーツイベントの充実と開催
 - ア 大洲市カヌーツーリング駅伝大会
 - イ 大洲市駅伝大会
 - ウ 大洲市健康マラソン大会
- (3) 地域スポーツの推進
 - ア 各地区スポーツ・レクリエーション活動充実事業
 - イ スポーツ推進委員育成事業
 - ウ 体育施設活用事業
 - エ 地域スポーツクラブ活動体制整備事業
- (4) スポーツ関係団体の育成
 - ア スポーツ協会活動事業
 - イ スポーツ少年団等活動事業
- (5) プロスポーツを活用した地域振興
愛媛FC・FC今治・愛媛マンダリンパイレーツ・愛媛オレンジバイキングス等を通じた地域密着型活動支援事業
- (6) スポーツを通じた交流の促進
 - ア オンラインスポーツ推進事業
 - イ 日本スポーツマスターズ2025事業

- (3) スポーツの振興と健康・体力づくりの推進
スポーツイベントや施設の充実により、生涯にわたり日常的にスポーツに親しむ機会を提供し、健康寿命の延伸に取り組むことにより市民の心身の健康維持と体力の向上を図ります。

4 基本目標及び基本方針

基本目標3 豊かな学びを支える教育環境づくり

<基本方針>

- (1) 社会総がかりで取り組む教育環境づくり
家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制の充実、さらには読書活動の推進により、家庭における教育力の向上を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するため、学校・家庭・地域が連携・協力し合える環境づくりに取り組みます。

〔主要施策／令和7年度〕

(1) 青少年健全育成事業の推進

- ア 学校・家庭・地域連携推進事業
- イ 市PTA連合会による家庭教育・青少年健全育成事業への支援
- ウ 「家族の出番です」通信講座事業
- エ 青少年センター運営事業

(2) 子供読書活動の推進

第3次大洲市子供読書活動推進計画に基づく施策の実施

基本目標3 豊かな学びを支える教育環境づくり

<基本方針>

- (1) 社会総がかりで取り組む教育環境づくり
家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制の充実、さらには読書活動の推進により、家庭における教育力の向上を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するため、学校・家庭・地域が連携・協力し合える環境づくりに取り組みます。

4 基本目標及び基本方針

(2) 子供と向き合う教育環境づくり

複雑化・多様化する教育課題に対して、関係機関と連携した取組を推進し、研修の充実により教職員の資質、能力の向上に努めるとともに、

_____教職員が子供一人一人と向き合える教育環境を整えます。

〔主要施策／令和7年度〕

(1) 相談体制の充実

- ア スクールソーシャルワーカー活用事業
- イ ハートなんでも相談員設置事業
- ウ スクールカウンセラー活用事業
- エ 教職員メンタルヘルス・個別相談事業

(2) 不登校への対応

- ア おおずふれあいスクール運営事業
- イ 校内サポートルーム設置事業

(3) 安全・安心な学校づくりの充実

防災・安全教育推進事業

(4) これからの学校経営の在り方の検討

- ア 学校運営協議会の推進事業
- イ 学校における働き方改革の推進

(5) 教職員等の資質・能力の向上

大洲市教育研究所運営事業

(6) 生徒指導の充実

いじめ・不登校等対策協議会推進事業

(2) 子供と向き合う教育環境づくり

複雑化・多様化する教育課題に対して、関係機関と連携した取組を推進し、研修の充実により教職員の資質、能力の向上に努めるとともに、**学校における働き方改革の更なる推進を図り、**教職員が子供一人一人と向き合える教育環境を整えます。

【事務局コメント】

学校における教職員の働き方改革の重要性を強調するもの

4 基本目標及び基本方針

(3) 安全・安心な教育環境の構築

教育施設の長寿命化対策をはじめ教育環境の整備を計画的に推進し、市民が安全で安心して、快適に学べる教育環境を構築します。

〔主要施策／令和7年度〕

(1) 学校施設・設備の充実

ア 学校施設長寿命化改修及び計画の見直し

イ 児童生徒用木製机椅子整備事業

(2) 社会教育施設・設備の充実

社会教育施設維持修繕等事業

(3) 社会体育施設・設備の充実

ア 社会体育施設の充実と活用

イ カヌー拠点施設整備事業

ウ 社会体育施設空調設備整備事業

エ 閉校施設利活用事業（ふれあい広場・屋内運動場）

(3) 安全・安心な教育環境の構築

教育施設の長寿命化対策をはじめ教育環境の整備を計画的に推進し、市民が安全で安心して、快適に学べる教育環境を構築します。

図 大綱と関連する計画

計画名	計画期間										
	現大綱期間					次期大綱期間					
	← R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	→		
第2次大洲市総合計画 (基本構想)	H29～R08										
第2次大洲市総合計画 (後期基本計画)	R04～R08										
第2期大洲市総合戦略	R02～R08 (2年延長)										
大洲市デジタル・トランスフォー メーション (DX) 推進計画	R04～R08										
大洲市公共施設等総合管理計画	R03～R12										
大洲市教育大綱	R04～R07					R08～R11					
大洲市子ども子育て支援事業 計画 (第2期)	R02～R06					大洲市子ども計画に統合					
大洲市こども計画 (R7.3月策定)						R07～R11					
第2期大洲市立幼稚園・保育所等 再編計画 (R7.3月策定)						R07～R16					
第4次大洲市食育推進計画 (R7.3月策定)						R07～R11					
大洲市学校施設長寿命化計画	R02～R07										
第3次大洲市子供読書活動推進計画		R05～R09									
大洲市スポーツ推進計画	R02～R08 (2年延長)										
大洲市人口減少対策プラン			R06～R08								

※ 大洲市学校防災マニュアル 平成25年1月策定 (平成29年12月13日改定)

※ 大洲市いじめの防止等のための基本的な方針 平成27年3月11日策定 (平成29年10月1日改定)

※ 大洲市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針 令和2年1月策定

※ 大洲市歴史的風致維持向上計画 (第2期) 令和4年3月策定

※ 大洲市部活動地域移行推進計画 令和6年3月策定